

学外関係者の皆様へ

学外関係者の本校内への立ち入りについて（第2報）

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染の急拡大がみられる中、感染拡大防止措置として、以下の点を遵守したうえで、必要不可欠な用務がある場合に限り、学外関係者の校内への立ち入りを許可します。原則として、事前に本校担当者へのご連絡をお願いします。

なお、別添の「緊急事態宣言対象区域」、「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」に該当する地域からのご訪問は、原則として禁止させていただきます。

ただし、オンラインの利用及び時期の変更が困難であり、本校として特に立ち入りを認める必要がある場合は、事前に訪問先の部署の長の許可を得た上で立ち入りを許可します。

1. 下記の感染対策を実施します。（※状況によっては、お帰りいただく場合がございますので、ご了承ください。）
 - (1) 来校前にご自身で検温をお願いします。また受付時にも検温を実施します。検温の際に37.5℃以上の発熱がある場合は、校内への立ち入りをご遠慮いただきます。
 - (2) 37.5℃までの熱はないものの、37℃以上の発熱に加え、咳や頭痛等の症状がある場合は、校内への立ち入りをご遠慮いただきます。
 - (3) 必ずマスクを着用してください。着用していない場合の立ち入りはご遠慮ください。マスクを忘れた方は、必ず事務受付にお声掛けください。
 - (4) 玄関にアルコール消毒液を設置していますので、必ず手指消毒を行ってください。また、アルコール消毒液は校舎内にも数か所設置しておりますので、適宜、手指消毒を行うようにしてください。
 - (5) 受付に設置している来訪者記録簿に、来訪日時、所属事業所名、来校者氏名、退出時刻等をご記入ください。
2. 下記のいずれかに該当する場合は、ご来校をご遠慮ください。
 - (1) 37.5℃以上の発熱がある方
 - (2) 37.5℃までの熱はないものの、37℃以上の発熱に加え、咳や頭痛等の症状がある方
 - (3) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、咽頭痛がある方
 - (4) 味覚または嗅覚に異常が感じられる方
 - (5) 新型コロナウイルス感染症と診断された方と過去2週間以内に濃厚接触した可能性のある方
 - (6) 海外から帰国してから2週間以内の方
 - (7) 来校する方の同居の家族が、上記（1）～（6）に該当する場合
3. 来校前後にご協力いただきたい内容について
 - (1) 来校1週間前までの行動歴が把握できるようにしてください。
 - (2) 来校後に、来校者が感染者または濃厚接触者となった場合、必ずご連絡ください。

以上

別添

* 「緊急事態宣言対象区域」については、内閣府のホームページをご参照ください。

<https://corona.go.jp/emergency/>

* 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」については、以下の URL にアクセスして各自確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html

* 「感染特別指定地域」及び「感染指定地域」の基準等は、以下のとおりです。

* 1 「感染特別指定地域」

基準：各都道府県の直近 1 週間の新規感染者数が人口 10 万人あたり 15 人以上、
かつ、感染経路不明割合 50% 以上に該当する地域

* 2 「感染指定地域」

基準：各都道府県の直近 1 週間の新規感染者数が人口 10 万人あたり 5 人以上、
かつ、感染経路不明割合 50% 以上に該当する地域